



「e-TAX法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）」を利用したマイナンバー収集について

<目次>

- I 支払先への「マイナンバー提供のお願い」の送付
 - 1. 「マイナンバー提供のお願い」の印刷
 - 2. 「マイナンバー提供のお願い」の送付

- II 支払先からマイナンバーの提供を受ける際の本人確認
 - 1. 支払先へ「郵送」または「対面で手渡し」した場合
 - 2. 支払先へメールで（添付ファイルとして）送付した場合

平成28年7月1日
株式会社TKC



会社



支払先



会社



支払先

支払先への送付要否

マイナンバーの提供を受ける際の「本人確認書類」の要否

送付方法

「マイナンバー
提供のお願い」

送付用
封筒

返信用
封筒

Webで入力

郵送で返送

番号確認
書類

身元確認
書類

番号確認
書類

身元確認
書類

郵送
(推奨)

●

●

●

●

▲
(事前に身元確認済
みの場合：不要)

●

▲
(事前に身元確認済
みで、
かつ「お願い」文書と
「通知カード」の氏名・住所
が一致の場合：不要)

対面で
手渡し
(推奨)

●

—

●

●

▲
(事前に身元確認済
みの場合：不要)

●

▲
(事前に身元確認済
みで、
かつ「お願い」文書と
「通知カード」の氏名・住所
が一致の場合：不要)

メール
送信

●

(PDFファイル)

—

—

●

▲
(事前に身元確認済
みの場合：不要)

—

●：必要、▲：原則必要だが条件付きで不要、—：不要（またはケースとして考えにくい）

I 支払先への「マイナンバー提供のお願い」の送付

1. 「マイナンバー提供のお願い」の印刷

e-TAX法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）では、次の2種類の「マイナンバー提供のお願い」を印刷できます。

(1) インターネットのURLがある様式 （「Web入力・郵送返送」様式）

〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町1758
山田一郎 様
001-001-198

マイナンバー（個人番号）提供のお願い
平成28年 6月22日
大手食品 株式会社
※お問い合わせ先
経理部（03-3266-9255）

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、番号法の施行に伴い、税務署へ提出する支払調書に、マイナンバーの記載が必要となりました。
つきましては、大変お手数ですが、平成28年10月10日までに、下記のいずれかの方法でご提供
いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネット（Web）による提供
(1) 送信いただきたい画像データ（①と②の両方）
①マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード裏面」の画像データ
②身元確認書類（運転免許証、パスポートまたは個人番号カード表面）の画像データ
(2) 送信方法
以下のURLから、専用のWebページにアクセスし、画像データを送信してください。
 (注)PDFファイルは送信できませんので、ご注意ください。
URL: <https://RPMNumberEntry.tkc.co.jp/mno/?EAD0C1ED8AF44E8A7309087786A14778>
※このURLは、こちらの2次元バーコードからでも、アクセスできます。

2. 郵送による提供
(1) 提出いただきたい書類（①と②の両方）
①マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード裏面」の写し
②身元確認書類（運転免許証、パスポートまたは個人番号カード表面）の写し
(2) 提出方法
下記の枠内に上記(1)の書類を貼り付け、返送してください。
返送先： 〒162-8585 東京都新宿区鶴田町2-1
大手食品 株式会社 経理部

(貼付欄)
※枠内に貼りきれない場合は、裏面や別紙に貼り付けてください。

以上

※インターネットで送信いただいたマイナンバーは、株式会社TKCの運営するデータセンターに安全に保管されます。
※データセンターは、パブリッククラウドにおける個人情報保護に特化した「国際規格ISO/IEC 27031」の認証を取得しています。
※弊社では、提供いただいたマイナンバーを、税務署への支払調書の提出以外の用途では使用しません。

(2) インターネットのURLがない様式 （「郵送返送」様式）

〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町1758
山田一郎 様
001-001-198

マイナンバー（個人番号）提供のお願い
平成28年 6月22日
大手食品 株式会社
※お問い合わせ先
経理部（03-3266-9255）

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、番号法の施行に伴い、税務署へ提出する支払調書に、マイナンバーの記載が必要となりました。
つきましては、大変お手数ですが、平成28年10月10日までに、郵送にてご提供いただきますよう
お願い申し上げます。

1. 提出いただきたい書類（①と②の両方）
(1) マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード裏面」の写し
(2) 身元確認書類（運転免許証、パスポートまたは個人番号カード表面）の写し

2. 提出方法
下記の枠内に上記1.の書類を貼り付け、返送してください。
返送先： 〒162-8585 東京都新宿区鶴田町2-1
大手食品 株式会社 経理部

(貼付欄)
※枠内に貼りきれない場合は、裏面や別紙に貼り付けてください。

以上

※弊社では、提供いただいたマイナンバーを、税務署への支払調書の提出以外の用途では使用しません。

貴社の運用形態に合わせて、いずれかの様式をご利用ください。

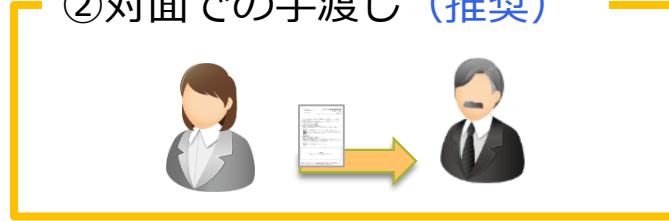
(1) 送付方法

次の3つが考えられます。

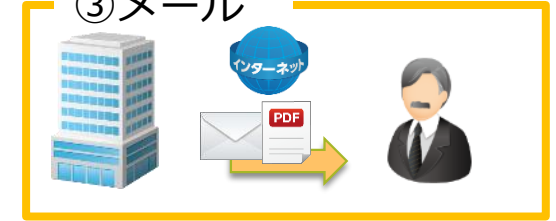
① 郵送 (推奨)



② 対面での手渡し (推奨)



③ メール



(2) 送付にあたって必要と考えられるもの (ご準備いただくもの)

送付方法	支払先への送付要否		
	「マイナンバー提供のお願い」 (システムから出力)	送付用封筒 (貴社で準備)	返信用封筒 (貴社で準備)
郵送	●	●	●
対面での手渡し	●	●	●
メール送信	● (PDFファイル)	—	—

● : 必要、 — : 不要 (またはケースとして考えにくい)

I 支払先への「マイナンバー提供のお願い」の送付

2. 「マイナンバー提供のお願い」の送付

(3) 貴社でご準備いただく封筒について

①送付用封筒

「マイナンバー提供のお願い」の氏名・住所の印字位置は、一般的な「長形3号の窓あき封筒」の窓の位置に合わせています。こちらをご用意いただくと、封筒に送付先を記載する手間が省けます。

〒320-0851
栃木県宇都宮市鶴田町1758
山田一郎様
001-001-198

マイナンバー(個人番号)提供のお願い
平成28年 6月22日
大平食品 株式会社
※お問い合わせ先
経理部 (03-3266-9255)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、番号法の施行に伴い、税務署へ提出する支払調書に、マイナンバーの記載が必要となりました。
つきましては、大変お手数ですが、平成28年10月10日までに、下記のいずれかの方法でご提供
いただきますようお願い申し上げます。

1. インターネット (Web) による提供
(1) 送信いただきたい画像データ (①と②の両方)
①マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード裏面」の画像データ
②身元確認書類 (運転免許証、パスポートまたは個人番号カード表面) の画像データ
(2) 送信方法
以下のURLから、専用のWebページにアクセスし、画像データを送信してください。
(注) PDFファイルは送信できませんので、ご注意ください。
URL: <https://myNumberEntry.tkc.co.jp/mno/?EAAD9C1EDBAF44E8A7308087786A14778>
※こちらの2次元バーコードからでも、アクセスできます。

2. 郵送による提供
(1) 提出いただきたい書類 (①と②の両方)
①マイナンバーが記載された「通知カード」または「個人番号カード裏面」の写し
②身元確認書類 (運転免許証、パスポートまたは個人番号カード表面) の写し
(2) 提出方法
下記の特線内に上記(1)の書類を貼り付け、返送してください。
返送先: 〒162-8585 東京都新宿区揚幡町2-1
大平食品 株式会社 経理部

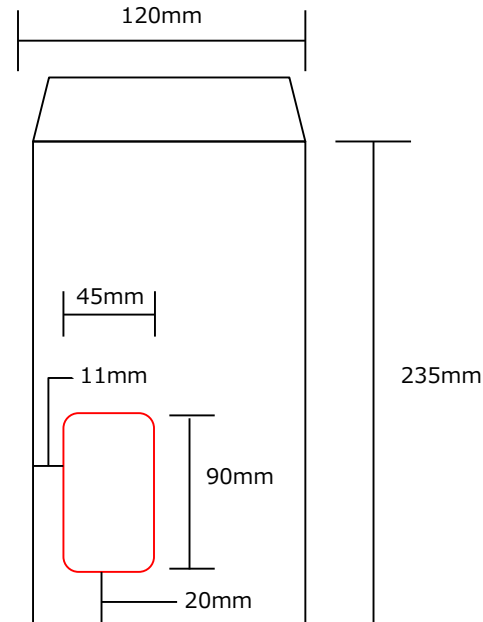
(貼付欄)

以上

※特線内に貼りきれない場合は、裏面や別紙に貼り付けてください。

※インターネットで送信いただいたマイナンバーは、株式会社TKCの運営するデータセンターに安全に保管されます。
当データセンターは、当ウェブサイトにおける個人情報保護に特化した「国際規格ISO/IEC 27018」の認証を取得しています。
※弊社では、提供いただいたマイナンバーを、税務署への支払調書の提出以外の用途では使用しません。

<システムで基準としている「長形3号の窓あき封筒」のサイズ>



(3) 貴社でご準備いただく封筒について

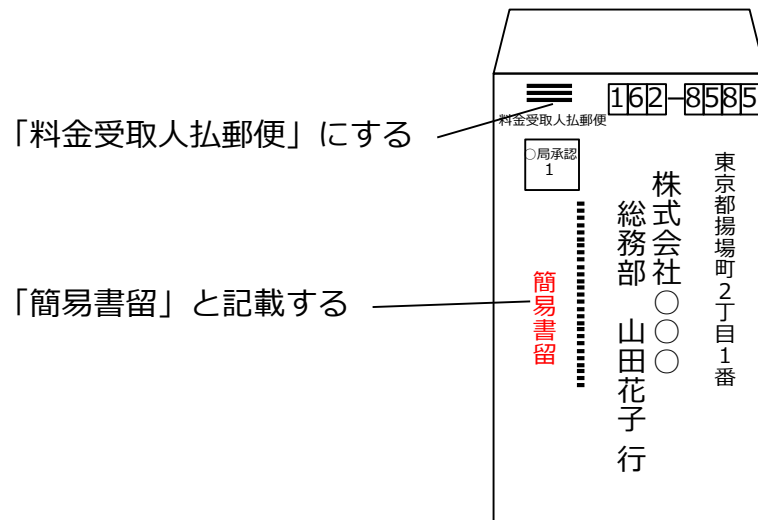
②返送用封筒

1)支払先が郵送で返送するケースも想定し、返送用封筒を送付用と併せてお渡しすることをおすすめします。

2)また、返送文書には、通知カード等の番号確認書類、写真付きの身分証明書等の身元確認書類が添付されます。

そのため、簡易書留にする等、安全面に配慮したものをおすすめします。

<返送用封筒の例>



※詳細は、最寄りの郵便局等にご確認ください。

2. 「マイナンバー提供のお願い」の送付

(4) 「マイナンバー提供のお願い」をメールで送信する場合

e-TAX法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）では、
「マイナンバー提供のお願い」をPDFファイルへ出力することができます。
当PDFファイルをメールに添付して、支払先へ送信します。

<ご注意>

- ①メールで送信した場合、支払先からのマイナンバー提供は、Web入力になると考えられます（郵送での返送は考えにくいと思われます）。
しかしながら、「マイナンバー提供のお願い」の様式は、上述の2種類のみであり、「Web入力のみ（郵送返送なし）」の様式はありません。
そのため、「Web入力・郵送返送」様式をご利用いただいた上で、メール本文で補足する等の対応をご検討ください。
- ②仮に、支払先からのマイナンバーの提供をメール返信で受けた場合、マイナンバーは、「e-TAX法定調書（報酬・不動産マイナンバーオプション）」に直接入力いただくことになります。
また、返信メール自体に、マイナンバーが含まれますので、お取り扱いに十分ご注意ください。

法定調書提出義務者である会社は、報酬等の支払先から個人番号の提供を受ける場合に、本人確認として「①番号確認」と「②身元（実在）確認」の2つの確認が必要です。

本人確認方法は、番号法令(番号法、番号法施行令、番号法施行規則) および番号法施行規則に基づく「国税関係手続きにおける個人番号利用事務実施者が適当と認められる書類等」として国税庁告示で定められています。

<e-TAX法定調書(報酬・不動産マイナンバーオプション) 利用時の本人確認について>

送付方法	マイナンバーの提供を受ける際の「本人確認書類」の要否				参照スライド
	Webで入力		郵送で返送		
	番号確認書類	身元確認書類	番号確認書類	身元確認書類	
郵送 (推奨)	●	▲ (事前に身元確認済みの場合：不要)	●	▲ (事前に身元確認済みで、かつ「お願い」文書と「通知カード」の氏名・住所が一致の場合：不要)	8～10
対面で 手渡し (推奨)	●	▲ (事前に身元確認済みの場合：不要)	●	▲ (事前に身元確認済みで、かつ「お願い」文書と「通知カード」の氏名・住所が一致の場合：不要)	
メール 送信	●	▲ (事前に身元確認済みの場合：不要)	—		11～12

●：必要、▲：原則必要だが条件付きで不要、—：ケースとして考えにくい

Ⅱ 支払先からマイナンバーの提供を受ける際の本人確認

1. 支払先へ「郵送」または「対面で手渡し」した場合

(1) 返送：Webの場合

① 番号確認書類：●（必要）

具体例：通知カード又は個人番号カード裏面 【告示9】

② 身元確認書類：▲（原則必要だが、条件付きで省略可）

具体例：運転免許証、パスポート、個人番号カード表面 【告示11-3】

< 身元確認書類を省略できるケース（＝本人であることを確認している場合）>

過去に、本人であることを確認している（番号法等で定めるものと同程度）支払先に限り、「マイナンバー提供のお願い」に記載のURLへのアクセスにより、身元確認の要件を満たせます 【告示11-4】。

このような支払先は、身元確認書類を添付いただかなくても、マイナンバーの提供を受けられます。

→システムのWeb入力ページの内容は、「本人であることを確認していない支払先」を前提にしています。そのため、「本人であることを確認している支払先」に対して「マイナンバー提供のお願い」を送付する際には、送付と併せて「身元確認書類の画像添付は不要である」旨をお伝えする等の運用をご検討ください。

1. 支払先へ「郵送」または「対面で手渡し」した場合

(2) 返送：郵送の場合

① 番号確認書類：●（必要）

- 具体例：1)通知カード又は個人番号カード裏面の写し【法16】【規12】
2)住民票の写し、住民票記載事項証明書【令12①】【規12】

② 身元確認書類：▲（原則必要だが、条件付きで省略可）

- 具体例：1)個人番号カード表面【法16】【規12】
2)運転免許証、パスポート等【規1①】【規12】

< 身元確認書類を省略できるケース（＝本人であることを確認している場合等）>

1. 国税庁告示の【告示1】では、身元確認書類として「個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることの確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）」を定めています。
2. そのため、次の条件をすべて満たしている場合には、上記1の要件を満たすため、身元確認書類を添付いただかなくても、マイナンバーの提供を受けられます。
 - (1) 過去に本人であることの確認を行っている。
 - (2) 支払先に送付した書類を使用して返送している（FAXやメールでの返送ではない）
 - (3) 「マイナンバー提供のお願い」に記載された氏名・住所と、通知カードに記載の氏名・住所が一致している（「個人識別事項を印字」の要件を満たす）

1. 支払先へ「郵送」または「対面で手渡し」した場合

(2) 返送：郵送の場合（前スライドの続き）

＜ 身元確認書類を省略できるケース（＝本人であることを確認している場合等）＞

1. 国税庁告示の【告示1】では、身元確認書類として「個人番号利用事務等実施者が過去に本人であることを確認を行った上で個人識別事項を印字した書類であって、本人に対して交付又は送付したもの（当該書類を使用して当該個人番号利用事務等実施者に対して提出する場合に限る。）」を定めています。
2. そのため、次の条件をすべて満たしている場合には、上記1の要件を満たすため、身元確認書類を添付いただくなくても、マイナンバーの提供を受けられます。
 - (1) 過去に本人であることを確認を行っている。
 - (2) 支払先に送付した書類を使用して返送する（FAXやメールでの返送ではない）。
 - (3) 「マイナンバー提供のお願い」に記載された氏名・住所と、通知カードに記載の氏名・住所が一致する（「個人識別事項を印字」の要件を満たす）。

※前スライドの続き

→「マイナンバー提供のお願い」は、「身元確認書類の添付をお願いする」内容となっています。

そのため、「過去に本人であることを確認を行っている」支払先に対して「マイナンバー提供のお願い」を送付する際には、送付と併せて「上記(2)(3)を満たせば身元確認書類が不要となる」旨をお伝えする等の運用をご検討ください。

2. 支払先へメールで（添付ファイルで）送付した場合

(1) 返送：Webの場合

① 番号確認書類：●（必要）

具体例：通知カード又は個人番号カード裏面 【告示9】

② 身元確認書類：▲（原則必要だが、条件付きで省略可）

具体例：運転免許証、パスポート、個人番号カード表面 【告示11-3】

< 身元確認書類を省略できるケース（＝本人であることを確認している場合）>

過去に、本人であることを確認している（番号法等で定めるものと同程度）支払先に限り、「マイナンバー提供のお願い」に記載のURLへのアクセスにより、身元確認の要件を満たせます 【告示11-4】。

このような支払先は、身元確認書類を添付いただかなくても、マイナンバーの提供を受けられます。

→システムのWeb入力ページの内容は、「本人であることを確認していない支払先」を前提にしています。そのため、「本人であることを確認している支払先」に対して「マイナンバー提供のお願い」を送付する際には、送付と併せて「身元確認書類の画像添付が不要である」旨をお伝えする等の運用を、ご検討ください。

(2) 返送：郵送の場合

メールで送信した場合、支払先からのマイナンバー提供は、Web入力になると考えられます（郵送での返送は考えにくいと思われます）。

※「マイナンバー提供のお願い」に、「Web入力のみ（郵送返送なし）」の様式はありません。

そのため、「Web入力・郵送返送」様式をご利用いただき、送付時のメール本文で補足する等の対応をご検討ください。

以上